

優良な住民の選別に向かっていることを指摘する。終章では、本書全体の知見が要領よく整理され、残された課題にも触れられている。

以上、本書の構成を簡単に紹介したが、そこからもわかるように、本書は、住宅政策の時代的変遷を軸に、テーマ的に統一感のある単行本に仕上がっている。わが国の住宅政策が、その時代時代のより大きな政治社会的な文脈に対応しながら、住宅に対する考え方を変化させつつ、基本的には対象者を選別して展開してきたことがよく理解でき、その延長に現在の住宅貧困者問題の深刻化があるという著者の指摘は説得的である。また、そのような住宅政策による人々の選別の空間的実践として、東京圏の社会・空間構造ができ上がっているという指摘も、仔細な因果はさておき、社会層と社会・空間構造との関係を住宅政策を媒介に説明する試みとして示唆的である。さらに、そのような空間形成にとって、居住者の能動的な主体性が欠かせないというのもその通りであろう。注文があるとすれば、住宅政策および社会・空間構造と居住者の生活との関連への考察がもう少しあってもよかつたのではないか。居住者の空間的実践は、それがたとえ運動というかたちであっても、支配的なイデオロギーから完全には自由ではない、言い換えれば、空間を媒介にして支配的な社会関係が維持強化される側面があることをどのように考えるか、このようない点への言及があつてもよかつたように思う。

ジャック・ドンズロ 著、宇城輝人 訳

『都市が壊れるとき

——郊外の危機に対応できるのはどのような政治か』

(人文書院、2012年、四六判、236頁、2,730円)

森 千香子
(一橋大学大学院法学研究科准教授)

貧困層の非ヨーロッパ系移民が集住する郊外の団地では1980年代からさまざまな政策が行われてきたにもかかわらず、地域の荒廃や治安悪化に歯止めがかからなければなぜか——このような疑問に駆られ、著者は本書を執筆した。2005年秋の「フランス暴動」直後のことである。

パリ・ナンテール大学で政治学を担当する著者は、フーコーに強く影響を受け、1970年代には日本でも訳出された『家族に介入する社会』など生活空間に侵入して個人を統制する国家権力の分析で知られていた。だが80年代以降、暴動の頻発とともに「都市問題」に取り組むようになり、90年代には都市政策の制定にも関与して、現在まで10冊近くの都市政策関連の著編書を上梓した。

本書は3章で構成される。第1章では、著者の「都市問題」へのビジョンが示される。1950年代以降フランスの郊外では「階級に無関係で標準化された居住環境」

という工業時代の理想のもとに大規模団地が次々と建設されたが、やがて貧困層の移民の集住と建物の老朽化が進むにつれて団地は「社会問題化」した。だが原因は「大規模団地」自体にあるのではない。「底辺層を郊外団地、中間層を外郊外、上流層を都心部」へと分離し、都市だけでなく社会の解体をも引き起こす分極化の論理こそ問われなければならない。

第2章では、國家が以上の問題にどう対処したかが分析される。過去30年間で政策の対象は「住民」から「住居」に移行した。1970年末~80年代には地域の「住民の能力開発」に主眼がおかれたが、90年代には「地域の積極的差別戦略」と称して教員や警察官の増員や企業誘致のための免税措置が講じられたが、90年代末にはもはや住民ではなく「地区のイメージ向上」が重視されるようになった。そして「社会的混合」を目指した町づくりの一環で「ゲットー化した」団地の取り壊しが進められたのである。

第3章では、新たな政策の方向性として「都市に対処する政策」から「都市を擁護する政策」への転換が提案される。従来の都市政策が失敗したのは、都市全体の分極化を考慮せず、郊外団地への「対処」のみに終始したからである。今こそ局部的アプローチから包括的アプローチへの軌道修正をはかり、引き裂かれた都市をつくりなおそう。そのためには住民の自発的移動性を促し、都市再生を利用して住民の能力自体を高め、バラバラになった都市を再結集させ、都市を「問題」ではなく「解決法」として捉えなければならない。

本書の重要な論点の1つは「社会的混合」の批判的考察だ。この概念はヨーロッパ都市政策で重視され、日本でもソーシャル・ミックスなどとも訳されて都市研究の領域で注目されている。たとえば橋本健二は『階級都市』のなかで、異なる階級の人々が同じ空間で暮らし、接触を重ねれば、それは下層の人々の健康や教育の水準を引き上げ、文化を発展させ、相互理解を促すことになるだろうと積極的に評価している。だが本書は「社会的混合」の実態が貧困層排除と中間層の呼び込みにしかなっておらず、都市崩壊や社会解体の防止にはまったく効果がないことを批判する。

大阪市の「西成特区構想」でも「地域の活性化」という掛け声のもとに子育て世代支援や教育関連施設の誘致、観光やアートの振興がうたわれ、外から新住民を呼び込み、民間投資を促す意図が明確である一方、現住民に対しては治安対策やテント撤去など、現住民を結果的には弾圧するような措置が盛り込まれている。ここに現われている問題、「住民」ではなく「地区」の価値向上を重視し、貧困層を排除し中間層を引きつけようとする姿勢などには、本書の指摘が見事に当てはまる。本書で描かれるフランス都市の文脈は一見すると日本とは大きく異なるが、実は同じ力学によって貫かれている。

ちなみにフランスでは本書の他にも「社会的混合」批判が展開されており、なかでもシルヴィー・ティソの博士論文『地区を改革する』(2002年)は、管見のかぎり「社会的混合」の実態を本格的に検証した最初の研究だ。だが同論文は同時に

「(郊外団地で起きる)社会問題を都市の治安問題にすり替え」、団地の取り壊しと貧困層の自己責任を強調する政策転換が政治家と一部の研究者との共犯関係のなかで形成されたと指摘し、その代表的な研究者としてドンズロの名前をあげている。本書の分析は第三者の視点からなされており、著者がこうした政策に(少なくともその一部には)関わったことの意味や立場、責任などについては言及が見られない。この「沈黙」をどう評価するかは読者に委ねるが、たとえ言及はないにせよ、長年都市政策に関わってきた著者の自己批判的な意味合いも、本書の行間に読み取れるだろう。

~~~~~

副田義也 著

### 『教育基本法の社会史』

(有信堂高文社、2012年、A5判、370頁、8,925円)

今津 孝次郎

(愛知東邦大学人間学部教授)

本書に先立つ15年前に、著者は『教育勅語の社会史』(1997年)を同じ出版社から刊行している。その執筆動機には「日本人とはなにか、日本人のナショナリズムやアイデンティティ、倫理規範とはなにか」という根本的な問いかけがあった。最終章で扱った「教育勅語の失効」のなかで、教育勅語の「排除」を決議した衆議院と、排除するまでもなく「失効」を確認しただけの参議院との間に、教育勅語の評価に関して微妙な相違があることを指摘したのも、その根本的な問題意識が念頭にあったからだろう。その指摘は、教育法や教育史による研究が戦前の教育勅語法制と戦後の教育基本法法制を明確に区分する基本前提に対して著者の疑問を生じさせた。前著作との関連も勘案すると、本書の特徴として次の4点を挙げることができる。それらは教育基本法研究の新機軸として興味深いものである。

第1に著者にとって教育基本法は教育勅語から継続される研究対象であること。第2に「日本人とはなにか」という原問題が今回も貫かれており、教育基本法は戦後新教育の価値や倫理を柱にした宣言であるという捉え方に立って、とくに道徳や宗教という精神世界に関する法律文を再吟味したこと。したがって第3に本書は、法制史や教育史のように、立法過程の事実関係を時系列に沿って実証的に解明するというアプローチとは異なり、思想史や社会史としての広がりをもつ方法を展開したこと。そして第4に教育基本法に対する通例の認識や価値評価に囚われることなく、大学紛争や国際化とも照らし合わせながら、教育基本法(旧法)の弱点を指摘するとともに、2010年の「全部改正」(新法)の問題点についても言及したこと。

本書は5章と附章を合わせた全6章からなるが、前半3章と後半3章とに大きく

分けてみると、後半のほうに本書の独自性がより表れているというのが評者の率直な感想である。

前半の第1章「『教育基本法』の5つの源泉」と第2章「『教育基本法』の制定」そして第3章「『教育基本法』の本文解釈」は、教育基本法を「ひとつの思想的作品」と考えたときのおもな思想的源泉と、それを担った矢内原忠雄、田中耕太郎、南原繁など「大学人共同体」に注目し、互いの主張がせめぎ合った結果、具体的にいかなる条文として定着したかを詳細に追究している。

こうした立論は思想史というよりも「言説」研究にほかならないと評者は受け止めた。多くの先行研究では見落とされた関連文書や条文内容に関する論点がいくつか発掘されているのも、言説研究の視点ゆえの成果であろう。フーコーが論じたように、法や宗教の原典、学説などを含む言説は立法、司法、行政などの諸関係のなかで展開するポリティクスである。それは誰によっていつ頃に創出され、いかなる対抗言説があり、言説相互の葛藤を経てどの言説が生き残っていったかという言説の統制過程が分析の焦点であり、教育言説についても興味深い視点となる(今津孝次郎・樋田大二郎編『統・教育言説をどう読むか』新曜社、2010年)。しかも、言説研究は社会史研究に結びつく。そうすると、せっかく「大学人共同体」に着目したのだから、各大学人の生活と大学や文部省などの組織との関係、さらに大学人相互の葛藤などがもっと検討されると、言説の統制過程を核とした社会史がいっそう明らかになったにちがいない。

後半の第4章「『教育基本法』をめぐる諸思想の葛藤」と第5章「大学紛争、筑波大学と『教育基本法』」そして附章「『教育基本法』の改定」は、いっそう言説研究に近づきながら、社会史研究の独自性を發揮したものと言える。とくに第4章は諸言説のせめぎ合いが躍動感みなぎる筆致で描写されたもので、本書のなかでもっとも読みごたえのある章であった。そして、第5章は社会史と著者の個人史とを交錯させながら教育基本法への著者なりの評価を提起している。それだけに、本書はまず第5章を読んだうえで、第1章から入っていくと著者の問題意識を理解しやすいだろう。

とはいっても、本書が教育基本法に関する多くの一般的な歴史研究とは異質な社会史研究であろうとするなら、国会での審議記録はもちろん、新聞や雑誌の各種記事や学校教育関係者の手記などの諸資料にも焦点を当てて、立法の直接関係者だけでなく、さまざまな立場の人々やマスコミを含めた諸機関が教育基本法をどう受け止めたかという側面についても広範に照射するべきではないかと思われる。